

令和3年度後期賦課金の過怠金（延滞利息）減免について

今年の米価下落による組合員救済措置の一環として、令和3年度後期賦課金（納入期限：令和3年12月24日）の延滞利息を、下記のとおり減免します。

1 後期賦課金の延滞利息減免期間

令和3年12月25日から令和4年1月19日まで

（上記期間内は後期賦課金の延滞利息がかかりません。）

2 減免する賦課金の種類（令和3年度後期賦課金）

- 地区管理賦課金（後期）

（切田用水、元村用水、一本木沢揚水機、沖山用水、古里）

- 国営相坂川左岸償還金
- 県営かんばい償還金

※ 令和4年1月20日以降は延滞利息がかかります。

（延滞利息の起算日は令和3年12月25日からの計算になります。）

例として、令和4年1月21日に支払う場合

令和3年12月25日からの日数で28日分の延滞利息になります。